

キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会
指定育成機関の認定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会(以下「協議会」という)が認定する指定育成機関(以下「指定育成機関」)の認定基準等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(認定基準)

第2条 指定育成機関は、育成研修委員会による審査において次に示す基準を満たしていると確認された後、別途定める登録料の納入をもって認定されるものとする。

- (1) 法人格を有する団体(一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人・共益法人・特定非営利特別活動法人・有限会社・株式会社等のいずれかにあたる団体)であること
- (2) キャリア教育コーディネートの実務に従事した経験を有し、かつ協議会が認定するキャリア教育コーディネーター認定資格を有する者1名が育成研修における実施責任者となり得る団体であること
- (3) (2)の他に、協議会が認定するキャリア教育コーディネーター認定資格を有する者が1名以上所属している団体、または、育成研修の実務に関れる有資格者を1名以上確保できる団体であること
- (4) 平成22年3月経済産業省キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業において作成されたキャリア教育コーディネーター育成ガイドライン(以下、「育成ガイドライン」という)に準じた育成研修会の計画を策定し、育成研修会の実施・研修効果の測定等の業務を的確に遂行できる団体であること
- (5) 学校や教育委員会または産業界とのネットワークを有し、育成研修会における講師および実践コースにおける実施協力校の確保が可能であること
- (6) 育成研修の業務を適確かつ円滑に行うために必要な経理的基礎を有する団体であること
- (7) キャリア教育の発展に努める専門人材としてのキャリア教育コーディネーターを輩出する意志を有していること

(申請手続き)

第3条 指定育成機関を希望する団体の代表者は、次の申請書等を協議会に提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 審査申請書(様式1)
- (2) 申請理由書(様式1-2)
- (3) 活動概要・事業実績等の情報(様式2)

- (4) 育成機関としての情報(様式 3)
- (5) 講師および協力機関等に関する情報(様式 4)
- (6) エントリーコース研修計画書(様式 5)
- (7) 実践コース研修計画書(様式 6)
- (8) 直近2年分の決算報告書
- (9) 団体概要(団体の活動内容等がわかる書類)(任意様式)

(審査方法)

第4条 申請のあった団体の審査については、協議会が設置する育成研修委員会によって次のとおり行われるものとする。

- (1) 審査については、第1次審査および第2次審査をもって行う。
- (2) 第1次審査については、所定の様式に従って提出された申請書類等をもって行う。必要に応じて、追加情報の提出や団体代表者へのヒアリング等を求めることもある。
- (3) 第2次審査については、申請団体の代表者および育成研修実施責任者に対する面談をもって行う。

(申請料)

第5条 指定育成機関を希望する団体の代表者は、別途定める申請料を納入しなければならない。なお、いったん納入された申請料は返金されないものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定める業務を行うために必要があるときは、規則を定めることができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程に改廃は、育成研修委員会の決議を必要とする。

付則

- 1. この規程は、平成26年4月25日に制定し、平成26年4月25日から施行する。
- 2. 協議会設立時(平成23年2月17日)より育成機関として育成研修会を開講・運営する実績を持つ団体については、所定の申請書提出の後、平成26年4月25日育成研修委員会における審査をもって認定を行うものとする。
- 3. 第3条(8)の決算報告書に関して、設立後1年以内等、団体としての実績が少ない場合は提出を免除することとし、代表者および育成研修実施責任者に対する面談の際に、詳細の状況確認を行う。また、状況に応じて必要なサポートの検討も行う。

別表：指定育成機関の審査・認定に関する申請料および登録料(2014年4月25日)

区分	金額(税抜き)	備考
申請料	100,000円	一次審査に必要な申請書類が提出されていることが確認された後、納入する。
登録料	500,000円	育成研修委員会による審査において認定基準を満たすことが確認された後、納入する。